

質問と回答（Q & A）

問1 施設に入所するとどれくらいの費用がかかるのですか。

答1 要介護度、また居住費・食費・日常生活費により変わってきますので、入所希望施設に個別にお問い合わせください。

問2 入所の時期はどうなりますか。

答2 現在満室のため、各施設で空きが出た時に、原則として入所優先度の高い方から入所のための面談を実施のうえ入所を決定しています。

施設状況他を考慮するため、入所時期が実際いつになるかはお答えできません。

なお、平成29年度に区内特別養護老人ホームに入所された方は630名、平成30年度に入所された方は695名でした。

問3 施設から入所の連絡がきた場合に、断ったらどうなりますか。

答3 保留となりますが2回、3回と入所を断る場合は、申込みを辞退していただく場合もあります。入所の必要が出たときに再度お申し込みください。

問4 施設側が入所をお断りすることもありますか。

答4 医療的なケアが必要な場合、医師の判断でお断りすることがあります。

また、対応可能な医療的ケア等（胃ろうや尿管カテーテルなど）であっても、受入人数に限りがあるため、優先度が上位であっても入所が困難になっています。ご了承ください。

問5 申込み以降に介護度が重くなった場合はどうすればいいのですか。

答5 足立区の介護保険に加入されている方の要介護度については、区の介護保険課で把握しておりますので変更の届出は必要ありません。

足立区外の介護保険に加入されている方及び福祉事務所で要介護認定を受けた方はデータが無いため、介護度が変わった場合は変更届が必要になります。その際、要介護度がわかるものの写しを必ず添付してください。

それ以外に、住所、連絡先、介護者の状況等申込書に記入した内容に変更があった場合は、変更届を記入して申込んだ第一希望の施設に提出してください。

施設が入所のための連絡をしても、連絡がつかない場合は、入所ができない場合があります。変更届の用紙は区内特別養護老人ホームまたは地域包括支援センター等にあります。

（裏面に続きます）

問6 点数（優先度区分）が変わることはありますか。

答6 介護者の状況等が変わって変更届を提出された場合、それに伴い点数が変わる場合があります。また、2～3か月に1回申込者の要介護度のチェックを区で行い点数を再度算定します。

点数に変更がある場合でも、優先度区分はAランク（18点以上）、Bランク（12～17点）、Cランク（11点以下）のため、現在の優先度区分と変わらない場合があります。（点数が変わった場合は通知します。）

《点数が変更となる場合の例》

介護者の状況

介護者は、週平均40時間勤務をしている《5点》

↓

介護者は、病気や障がいがあり、日常的な介護ができない《6点》

住まいの状況

住宅に介護上の問題はない《0点》

↓

部屋または家が2階以上にあるが、エレベーター等の昇降手段がない《1点》

ご本人の居場所

※すべての施設が加点の対象ではありません。

自宅《0点》

↓

介護老人保健施設《1点》

問7 特別養護老人ホームの建設計画はどうなっていますか。

答7 今後の計画としましては、順次整備を進める予定です。

問8 評価の方法はどうなっているのですか。

答8 区内の特別養護老人ホーム施設長、介護支援専門員代表、地域包括支援センター代表、行政代表からなる特別養護老人ホーム入所検討委員会において、優先入所評価基準に基づき行いました。

問9 各施設別希望者数を知りたいのですが。

答9 直近の各施設別希望者数につきましては、足立区ホームページをご覧ください。各施設へお問い合わせください。